



前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった日数が十一日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。」被保険者となった日(5月20日)から最初の喪失応当日の前日(6月18日)までの期間で日数が15日以上あり、賃金支払基礎日数が11日以上あるときは、1/2箇月の被保険者期間となる。6箇月、12箇月を十分に上回る期間がある方は別として、非常に微妙な期間の場合、大事なポイントは、被保険者となった月から最初の応当日の前日まで、大の月なら31日、小の月なら30日、2月であれば28日(若しくは29日)なければ、いくら賃金支払日数が11日以上あったとしても被保険者期間として1箇月とカウントしないということです。

この方の場合、5/20～6/18までは完全月ではないのでトータル5.5箇月の被保険者期間となり6箇月の条件を満たすことが出来ず、今回の離職による給付はもらえないということになります。単純に5月に入社して11月に退職すれば6箇月あるから失業保険はもらえると思っでは危険です。

---

### ★トピックス～平成22年度の年金額は？～

平成22年度の年金額の発表がありました。

4年連続据え置きで老齢基礎年金満額は792,100円。  
各月は、1人は66,008円、標準的な夫婦2人では232,592円となります。  
(標準夫婦とは、夫が40年間会社勤めをして、平均報酬月額が36万円、妻はその期間全て専業主婦であった世帯)  
総務省発表による平成21年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率がマイナス1.4%。  
平成21年の物価指数は対前年比で下落したものの、年金額改定ルールでこれを下回らなければ年金額を引き下げない基準として  
いる平成17年の水準と比較すれば、依然として0.3%上回っている状況のため  
平成22年度の年金額が据え置きとなったとのことです。

---

### ~~~~~編集後記~~~~~

私の事務所のすぐそばにデパートがあり、お惣菜を買うために、頻りにデパ地下にまいります。

デパ地下のお惣菜も、当節はヘルシー志向でさっぱりあっさりのおえ物や、薄味の煮物など安心して頂けるものも多くなり、忙しい私は助かっています。

そして、この節のお総菜は、お一人様用の小パックが多いです。

いかに、世の中にお一人様での生活者が多いかということ、デパ地下では実感します。

トピックスでも取り上げた標準世帯という考え方ですが、お一人様の老後には、厳しいですね。

年金制度を見直す時、  
標準世帯＝二人、とくらないで、  
国民年金にせよ、厚生年金にせよ、  
一人ひとりの「老後」を、真剣に考えるべき時に  
来ていると私は思います。

~~~~~

\*\*\*\*\*

**年金についてのご相談なら**

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント  
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

-----  
働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
-----